

資料

1 施策の展開方向における関係機関・部署一覧

項目			施策の方向	関連機関・部署	頁
大	中	小			
1 地域ケアの推進					
1-1 地域ケア推進体制の充実					
(1) 高齢者生活支援センターの充実					
		センターの周知、広報活動の強化	保健福祉部高年福祉課		48
		総合相談支援事業の推進	保健福祉部高年福祉課 高齢者生活支援センター		48
		介護保険サービスに関する連携の強化と介護予防の推進	保健福祉部介護保険担当 高齢者生活支援センター		48
		センターの円滑な運営や機能強化に向けた取り組みの実施	保健福祉部高年福祉課 基幹型地域包括支援センター		48
		各地域へ的高齢者生活支援センターの設置	保健福祉部高年福祉課		49
(2) 地域発信型ネットワークの充実					
		小地域ブロック連絡会の充実	保健福祉部高年福祉課 高齢者生活支援センター		51
		ミニ地域ケア会議の充実	保健福祉部高年福祉課 高齢者生活支援センター		51
		地域ケア会議における幅広い福祉分野との連携の強化	保健福祉部高年福祉課 基幹型地域包括支援センター		51
		高齢者セーフティネットの整備	保健福祉部高年福祉課		51
(3) 総合的な保健・福祉サービスを提供する拠点の整備					
		本計画対象者に係る（仮称）芦屋市福祉センター機能の検討	保健福祉部地域福祉課 保健福祉部関係各課		53
1-2 高齢者の権利擁護の推進					
		権利擁護に関する情報提供の強化	保健福祉部高年福祉課 高齢者生活支援センター		54
		相談窓口の充実及び社会福祉協議会との連携	保健福祉部高年福祉課 社会福祉協議会		55
		芦屋市高齢者権利擁護委員会の取り組み	保健福祉部高年福祉課 基幹型地域包括支援センター		55
		「（仮称）権利擁護支援センター」の設置	保健福祉部地域福祉課 保健福祉部高年福祉課		55
		施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組みの推進	保健福祉部介護保険担当		55
1-3 認知症高齢者への支援					
		認知症に関する正しい知識の普及・啓発	保健福祉部高年福祉課 高齢者生活支援センター		57

項目			施策の方向	関連機関・部署	頁
大	中	小			
			早期発見，相談体制の充実	保健福祉部高年福祉課 保健福祉部健康課（保健センター） 高齢者生活支援センター	57
			認知症予防の推進	保健福祉部高年福祉課／介護保険担当 高齢者生活支援センター	57
			認知症高齢者や介護家族への支援の充実	保健福祉部高年福祉課／介護保険担当 高齢者生活支援センター	57
			1-4 地域密着型サービスの推進		
			地域密着型サービスの適切な運営を図るための方策	保健福祉部介護保険担当	60
			地域密着型サービスの提供	保健福祉部介護保険担当	60
			1-5 生活支援の充実		
			高齢者の自立した生活や家族介護への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	保健福祉部高年福祉課	63
			2 社会参加の促進と高齢者にやさしいまちづくり		
			2-1 生きがいづくりの推進		
			(1)自主的な活動の促進		
			老人クラブ，あしやY〇倶楽部への活動支援	保健福祉部高年福祉課	66
			ボランティア活動の推進	社会福祉協議会	66
			コミュニティ・スクールの活動支援	社会教育部生涯学習課	66
			あしや市民活動センターによる市民活動の推進	市民生活部市民参画課	66
			(2)生涯学習の推進		
			生涯学習に関する情報提供の充実	社会教育部生涯学習課	67
			芦屋川カレッジ，芦屋川カレッジ 大学院の充実	社会教育部市民センター（公民館）	67
			公民館講座や講演会などの充実	社会教育部市民センター（公民館）	67
			多様な学習機会の創出	社会教育部市民センター（公民館）	68
			(3)スポーツ活動等の推進		
			スポーツリーダーやスポーツボランティアの育成及び活動機会の充実	社会教育部スポーツ・青少年課	68
			スポーツ・レクリエーション活動の推進	社会教育部スポーツ・青少年課	68
			公園への健康遊具の設置	都市環境部公園緑地課	68
			スポーツ・レクリエーション施設の充実	都市環境部公園緑地課	69
			(4)生きがいづくり推進体制の構築		
			全庁的な生きがい推進体制の構築	全庁関係各課	70
			生きがいづくりの支援強化	市民生活部市民参画課	71
			活動場所の充実	市民生活部市民参画課 保健福祉部高年福祉課	71
			高齢者の社会参加を促進するための事業の充実	保健福祉部高年福祉課	71

項目			施策の方向	関連機関・部署	頁
大	中	小			
2-2 就労機会の充実					
			シルバー人材センターの充実	保健福祉部高年福祉課 シルバー人材センター	72
			多様な就労の促進	市民生活部経済課	73
2-3 住み替えニーズに対応した住宅整備					
			市営住宅の充実	都市環境部住宅課	74
			県営住宅の充実	都市環境部住宅課	74
			介護保険制度における居住系サービスの基盤整備	保健福祉部介護保険担当	74
			多様な住まいの情報の提供	保健福祉部高年福祉課	74
			住環境整備への支援	保健福祉部高年福祉課	74
2-4 防犯・防災対策の充実					
			地域における見守りの推進	保健福祉部高年福祉課 保健福祉部地域福祉課 都市環境部防災安全課	76
			悪質な犯罪からの被害防止	都市環境部防災安全課 消費生活センター 高齢者生活支援センター	76
			災害時における支援体制の整備	都市環境部防災安全課 保健福祉部高年福祉課	76
3 総合的な介護予防の推進					
3-1 地域支援事業による介護予防の推進					
			特定高齢者把握事業の実施	保健福祉部高年福祉課 高齢者生活支援センター	79
			特定高齢者を対象とした介護予防事業の推進	保健福祉部高年福祉課 高齢者生活支援センター	80
			一般高齢者を対象とした介護予防事業の推進	保健福祉部高年福祉課 高齢者生活支援センター	80
			介護予防事業の評価	保健福祉部高年福祉課 高齢者生活支援センター	81
			住民主体の介護予防活動への支援	保健福祉部高年福祉課 高齢者生活支援センター	81
			包括的・継続的ケアマネジメントの推進	保健福祉部高年福祉課 高齢者生活支援センター	81
			介護予防ケアマネジメント事業の推進	保健福祉部高年福祉課 高齢者生活支援センター	81
			任意事業の実施	保健福祉部高年福祉課／介護保険担当	82
3-2 介護保険サービスによる予防給付					
			対象者の選定	保健福祉部介護保険担当	86
			介護予防ケアマネジメントの充実	保健福祉部介護保険担当 高齢者生活支援センター	86
			予防給付の提供	保健福祉部介護保険担当	87

項目			施策の方向	関連機関・部署	頁
大	中	小			
4 介護サービスの充実による安心基盤づくり					
4-1 介護給付適正化に向けた取り組みの推進					
			情報提供、公聴の充実	保健福祉部介護保険担当	89
			介護サービス事業者における第三者評価の導入促進	保健福祉部介護保険担当	89
			ケアマネジャーへの支援の強化	保健福祉部介護保険担当 高齢者生活支援センター 基幹型地域包括支援センター	89
			不正・不適正なサービス提供の把握	保健福祉部介護保険担当	89
4-2 要介護認定の適正化					
			認定調査体制の充実	保健福祉部介護保険担当	91
			介護認定審査体制の充実	保健福祉部介護保険担当	91
			介護認定審査会事務局体制の充実	保健福祉部介護保険担当	91
4-3 相談体制・苦情対応体制の充実					
			相談窓口の明確化	保健福祉部高年福祉課／介護保険担当 高齢者生活支援センター	92
			苦情への適切な対応の充実	保健福祉部介護保険担当	92
4-4 低所得者への配慮					
			介護保険料の減免	保健福祉部介護保険担当	93
			サービス利用料の軽減	保健福祉部介護保険担当	93
4-5 介護保険サービスによる介護給付					
(1) 居宅サービス					
			居宅サービス（介護給付）の提供	保健福祉部介護保険担当	96
(2) 施設サービス					
			施設サービスの提供	保健福祉部介護保険担当	99
4-6 施設・居住系サービスの市内施設整備					
			市内における施設・居住系サービス基盤の充実		99
4-7 特別給付の実施					
			緊急一時保護事業の実施	保健福祉部介護保険担当	100

2 計画策定関係法令

①老人福祉法

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
- (2) 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策
- (3) その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

3 市町村は、前項第一号の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

4 厚生労働大臣は、市町村が第2項第1号の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。

6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

②介護保険法

(市町村介護保険事業計画)

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- (2) 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- (3) 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- (4) 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- (5) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 計画策定体制

3-1 計画策定の経過

① 芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会の開催

	日時・場所	議事内容
第1回	平成20年2月14日(木) 14時～16時 北館2階会議室3	1 計画策定の基本的な考え方 2 介護保険事業等の現況報告 3 計画策定のためのアンケート調査について
第2回	平成20年4月21日(月) 13時半～15時半 北館2階会議室3	1 計画策定に係る県基本方針等の情報提示 2 計画策定のスケジュール 3 アンケート調査の集計結果(概要)について
第3回	平成20年7月11日(金) 14時～16時 北館2階会議室3	1 関係団体等意向調査及び施策方向検討調査について 2 第4次芦屋すこやか長寿プラン21 施策実施状況の評価について
第4回	平成20年8月14日(木) 13時半～15時半 北館2階会議室3	1 報告事項 2 介護サービス給付分析結果について 3 第4次芦屋すこやか長寿プラン21 基本課題の整理と次期計画に向けた方向性について
第5回	平成20年10月4日(土) 13時半～15時半 北館2階会議室3	1 第5次芦屋すこやか長寿プラン21 中間まとめについて 2 第4期介護保険事業計画におけるサービス量の見込みについて
第6回	平成20年12月19日(金) 13時半～15時半 北館2階会議室3	1 第5次芦屋すこやか長寿プラン21 素案について 2 第4期介護保険事業計画(サービス見込み量、保険料等)について
第7回	平成21年1月29日(木) 13時半～15時半 北館2階会議室3	1 第4期介護保険事業計画(サービス見込み量、保険料等)について 2 第5次芦屋すこやか長寿プラン21 案について

② 芦屋市社会福祉審議会の開催

	日時・場所	議事内容
第1回	平成20年11月4日(火) 14時～16時 北館2階会議室3	1 第5次芦屋すこやか長寿プラン21 中間まとめについて
第2回	平成21年2月3日(火) 10時～12時 北館2階会議室3	1 第5次芦屋すこやか長寿プラン21 案について

③ 芦屋すこやか長寿プラン21推進本部の開催

	日時・場所	議事内容
第1回	平成20年10月27日(月) 10時半～12時 庁議室	1 第5次芦屋すこやか長寿プラン21 中間まとめについて
第2回	平成21年2月2日(月) 14時30分～15時30分 庁議室	1 第5次芦屋すこやか長寿プラン21 案について

④ 芦屋すこやか長寿プラン21推進本部幹事会の開催

	日時・場所	議事内容
第1回	平成20年10月23日(木) 15時～17時 北館2階会議室3	1 第5次芦屋すこやか長寿プラン21 中間まとめについて
第2回	平成21年1月30日(金) 10時～12時 北館2階会議室3	1 第5次芦屋すこやか長寿プラン21 案について

⑤ 芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会の開催

	日時・場所	議事内容
第1回	平成18年8月7日(月) 10時～12時 北館2階会議室3	1 高年福祉課事業報告 2 平成17年地域ケア会議における活動のまとめ 3 高齢者保健計画について 4 介護保険事業概要について
第2回	平成19年3月23日(金) 13時半～15時半 北館2階会議室3	1 新制度における介護認定の状況と地域密着型サービスの整備状況について 2 介護予防と高齢者施策について 3 老人保健福祉施策について
第3回	平成19年7月24日(火) 13時半～15時半 北館2階会議室3	1 事業全体の概要と介護保険事業について 2 高齢者施策について 3 保健施策について
第4回	平成20年3月21日(金) 13時半～15時半 北館2階会議室3	1 高齢者施策における主要課題の現状と取り組みについて 2 介護保険事業の現状と課題について 3 保健サービスにおける主要課題の現状と取り組みについて
第5回	平成20年8月20日(水) 14時～16時 北館2階会議室3	1 第4次芦屋すこやか長寿プラン21 施策実施状況の評価について
第6回	平成20年11月17日(月) 13時半～15時半	1 第4次芦屋すこやか長寿プラン21 介護サービス分析の評価について

3-2 設置要綱等

① 芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会設置要綱

平成 14 年 2 月 1 日

(設置)

第 1 条 芦屋市新高齢者保健福祉計画及び芦屋市介護保険事業計画（以下「両計画」という。）の改定を行うため、芦屋すこやか長寿プラン 21 策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 介護保険料の見直しに関すること。
- (2) 両計画の見直しに関すること。
- (3) その他設置目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 介護保険サービス提供事業者
- (5) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 9 条に規定する被保険者
- (6) 市民
- (7) 行政関係者

(平 16.9.1・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から両計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、高齢者福祉及び介護保険に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 最初に招集される会議は、第 6 条の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

②芦屋市附属機関の設置に関する条例〔抜粋〕

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する 執行機関	市長
附属機関の名称	芦屋市社会福祉審議会
担任意務	市民の社会福祉に関する事項についての調査審議
委員定数	12 人以内（その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。）
委員の構成	(1) 知識経験者 (2) 市議会議員 (3) 社会福祉団体等の代表者 (4) 市職員
任期	2 年（臨時委員は、担任意務についての審議が終了するまでの期間）

(任期)

第 3 条 委員の任期は、前条の表のとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(補則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

③芦屋市社会福祉審議会規則

平成 18 年 4 月 1 日

規則第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成 18 年芦屋市条例第 5 号）第 4 条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

④芦屋すこやか長寿プラン21推進本部設置要綱

平成 10 年 10 月 1 日

訓令甲第 10 号

各部課

各かい

(設置)

第 1 条 人と人が助け合うぬくもりのある福祉社会の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋すこやか長寿プラン 21 推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の実施及び見直しに関すること。
- (2) 介護保険事業計画の実施及び見直しに関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、高齢者全体の保健福祉事業に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、会議を総理する。

3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第 5 条 推進本部には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、保健福祉部長をもって充て、副委員長は、保健福祉部高年福祉課長をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を総理する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 幹事会委員は、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 幹事会には、介護保険部会のほか必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、保健福祉部長が指名する。

3 専門部会長は、保健福祉部高年福祉課長をもって充てる。

4 専門部会長は、専門部会を総理する。

5 専門部会長が必要と認めるときは、専門部会委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、高齢者福祉及び介護保険に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日訓令甲第8号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日訓令甲第6—2号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日訓令甲第7号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日訓令甲第8号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

<p>(本部員)</p> <p>教育長 技監 総務部長 総務部参事(行政経営担当部長) 総務部参事(財務担当部長) 市民生活部長 保健福祉部長 都市環境部長 都市環境部参事(都市計画担当部長) 市立芦屋病院事務局長 消防長 教育委員会管理部長 教育委員会学校教育部長 教育委員会社会教育部長</p>

別表第2(第5条関係)

<p>(幹事会委員)</p> <p>総務部行政経営課長 総務部財政課長 市民生活部市民参画課長 市民生活部主幹(人権推進担当課長) 市民生活部主幹(男女共同参画推進担当課長) 市民生活部経済課長 市民生活部保険医療助成課長 保健福祉部地域福祉課長 保健福祉部生活援護課長 保健福祉部健康課長 保健福祉部障害福祉課長 保健福祉部主幹(介護保険担当課長) 保健福祉部主幹(福祉公社担当課長) 都市環境部住宅課長 都市環境部公園緑地課長 都市環境部防災安全課長 都市環境部環境課長 都市環境部都市計画課長 市立芦屋病院事務局総務課長 教育委員会管理部管理課長 教育委員会学校教育部学校教育課長 教育委員会社会教育部生涯学習課長 教育委員会スポーツ・青少年課長</p>

⑤芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会設置要綱

平成 12 年 10 月 1 日

(設置)

第 1 条 芦屋市新高齢者保健福祉計画及び芦屋市介護保険事業計画（以下「両計画」という。）の評価等を行うため、芦屋すこやか長寿プラン 21 評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 両計画の全体的な進捗状況の評価に関すること。
- (2) 提供サービスの状況、事業者間の連携状況等の評価に関すること。
- (3) 行政機関における調整、連携等の点検及び評価に関すること。
- (4) サービスの質的及び量的な観点から地域の保健、医療、福祉の関係委員会等の意見を反映した評価に関すること。
- (5) 市民及び利用者のサービスに対する満足度等の評価に関すること。
- (6) 両計画の見直しに関すること。
- (7) その他設置目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 福祉及び教育団体関係者
- (4) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 9 条に規定する被保険者
- (5) 行政関係者

(平 15.10.1・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 委員会は、特定の課題について専門的に調査等の必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員は、委員長が指名する。
- 3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、専門部会を主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。
- 7 専門部会は、委員会から付託された事項について協議し、その結果を委員会に報告する。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、高齢者福祉及び介護保険に関する事務を所管する課において行う。

- 2 専門部会の庶務は、委員長が指名した課が行う。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 最初に招集される会議は、第 6 条の規定にかかわらず市長が招集する。
- 3 最初の任期は、第 4 条の規定にかかわらず平成 15 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

3-3 委員名簿

① 芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会

平成21年3月1日現在

区分	氏名	団体・機関での役職名
学識経験者	◎浅野 仁	関西福祉科学大学社会福祉学部教授
保健・医療関係者	宮崎 睦雄	芦屋市医師会理事
福祉関係者	○中野 久美子	芦屋市民生児童委員協議会副会長
	山村 孝司	芦屋市社会福祉協議会副会長
介護サービス提供事業者	田中 喜代子	芦屋市施設事業者
	三輪 五月	芦屋市地域密着型サービス事業者
	小林 正美	芦屋市介護サービス事業者連絡会会長
	吉田 三幸	芦屋市精道高齢者生活支援センター
介護保険法第9条に規定する被保険者	柴 沼 元	芦屋市老人クラブ連合会副会長
	平馬 忠雄	芦屋市国民健康保険運営協議会会長
	安宅 桂子	認知症の人をささえる家族の会 世話人代表
市民	神棒 真一	市民委員
	船橋 久郎	市民委員
行政関係者	磯森 健二	芦屋市保健福祉部長
オブザーバー	長田 年和	兵庫県芦屋健康福祉事務所主幹

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

② 芦屋市社会福祉審議会

平成21年3月1日現在

区分	氏名	団体・機関での役職名
学識経験者	◎白石 大介	武庫川女子大学教授
	○小笠原 慶彰	京都光華女子大学教授
	都村 尚子	関西医療技術専門学校専任講師
	多田 梢	芦屋市医師会副会長
市議会議員	長野 良三	芦屋市議会議長
	重村 啓二郎	芦屋市議会民生文教常任委員会委員長
社会福祉団体等の代表者	中條 智子	芦屋市社会福祉協議会会長
	渡辺 宏子	芦屋市ボランティア連絡会副会長
	亀山 昌也	芦屋市老人クラブ連合会会長
市職員	岡本 威	芦屋市副市長

敬称略 ◎会長 ○副会長

③芦屋すこやか長寿プラン21推進本部

平成21年3月1日現在

氏名	役職名
◎山中 健	市長
○岡本 威	副市長
藤原 周三	教育長
大瓦 巖	技監
松本 博	総務部長
西本 賢史	総務部参事（行政経営担当部長）
南雲 直樹	総務部参事（財務担当部長）
高嶋 修	市民生活部長
磯森 健二	保健福祉部長
定雪 満	都市環境部長
佐田 高一	都市環境部参事（都市計画担当部長）
佐藤 徳治	市立芦屋病院事務局長
樋口 文夫	消防長
三栖 敏邦	教育委員会管理部長
上月 敏子	教育委員会学校教育部長
橋本 達広	教育委員会社会教育部長

◎本部長 ○副部長

④芦屋すこやか長寿プラン21推進本部幹事会

平成21年3月1日現在

氏名	役職名
◎磯森 健二	保健福祉部長
桑原 正	総務部行政経営課長
古田 晴人	総務部財政課長
大橋 義裕	市民生活部市民参画課長
松元 龍二	市民生活部主幹（人権推進担当課長）
杉町 納	市民生活部経済課長
竹内 恵一	市民生活部保険医療助成課長
浅田 太枝子	保健福祉部地域福祉課長
棚橋 裕基	保健福祉部生活援護課長
北口 泰弘	保健福祉部健康課長
米田 ヒロ子	保健福祉部障害福祉課長
○安達 昌宏	保健福祉部高年福祉課長

寺本 慎 児	保健福祉部主幹（介護保険担当課長）
北川 加津美	保健福祉部主幹（福祉公社担当課長）
西森 正 康	都市環境部住宅課長
下岡 政 夫	都市環境部公園緑地課長
榭田 忠 夫	都市環境部防災安全課長
橋本 裕二郎	都市環境部環境課長
林 茂 晴	都市環境部都市計画課長
高山 栄 昭	市立芦屋病院事務局総務課長
中務 行 康	教育委員会管理課長
津村 直 行	教育委員会生涯学習課長
西 初 吉	教育委員会スポーツ・青少年課長
伊田 義 信	教育委員会学校教育課長

◎委員長 ○副委員長

⑤芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会

平成21年3月1日現在

区 分	氏 名	団体・機関での役職名
学識経験者	◎浅野 仁	関西福祉科学大学社会福祉学部教授
保健、医療及び福祉関係者	○多田 梢	芦屋市医師会副会長
	関 武 晟	(社)成年後見センター・リーガルサポート兵庫県支部副支部長
	若林 益 郎	芦屋市歯科医師会会長
	藤原 靖 代	芦屋市薬剤師会会長
	中野 久美子	芦屋市民生児童委員協議会副会長
	中條 智 子	芦屋市社会福祉協議会会長
	三上 邦 江	あしや聖徳園総合施設長
福祉及び教育団体関係者	柴 沼 元	芦屋市老人クラブ連合会副会長
	久保崎 進	芦屋市身体障害者福祉協会事務局長
	若林 敬 子	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会会長
	瀬尾 多嘉子	(特定非営利法人)NALC芦屋代表
介護保険法第9条に規定する被保険者	平馬 忠 雄	芦屋市国民健康保険運営協議会会長
	佐治 雅 子	芦屋地方労働組合協議会
	安宅 桂 子	認知症の人をささえる家族の会世話人代表
	今村 千 顯	芦屋市自治会連合会副会長
行政関係者	鶴林 泉	兵庫県芦屋健康福祉事務所長（芦屋保健所長）
	磯森 健 二	芦屋市保健福祉部長

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

⑥事務局

平成 21 年 3 月 1 日現在

所 属	役 職 名	氏 名
保健福祉部	高年福祉課 課長	安 達 昌 宏
	主査	細 井 洋 海
	主査	山 田 弥 生
	主事	谷 野 誠
	主幹（介護保険担当）	寺 本 慎 児
	主査	木 野 隆
	主査	田 嶋 香 苗
	主事	明 石 典 子
	主幹（福祉公社担当）	北 川 加津美
	健康課 課長	北 口 泰 弘
	主幹（保健担当）	瀬戸山 敏 子
	主査	久保田 あずさ
	次長（地域福祉担当）	浅 田 太枝子

4 関連委員会等

① 芦屋市高齢者権利擁護委員会

設置目的	高齢者虐待の防止策及びその他の権利侵害を受けている高齢者の権利を守るための支援策の検討等を行うため
所掌事務	権利擁護に関するガイドラインの作成 高齢者虐待事例における立入調査の検討 成年後見制度の利用又は財産管理を必要とする事例に対する助言 権利擁護における調査及び研究 芦屋市地域ケア会議への提言及び提案 芦屋市地域包括支援センターに対する権利擁護に関する技術的助言 その他権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築に係る支援
組織構成	司法関係者、保健福祉及び医療関係者、学識経験者、介護サービス及び介護予防サービス提供事業者、福祉団体関係者、行政関係者

② 芦屋市地域包括支援センター運営協議会

設置目的	芦屋市地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため
所掌事務	センターの設置等 センターの運営及び評価 地域包括ケアに関すること その他設置目的達成のために必要な事項
組織構成	学識経験者、保健又は医療関係者、介護保険法第9条に規定する被保険者、介護サービス及び介護予防サービス提供事業者、福祉団体関係者、行政関係者

③ 芦屋市地域密着型サービス運営委員会

設置目的	介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するに当たり、関係者の意見を反映させ、学識経験を有する者の知見の活用を図るため
所掌事務	地域密着型サービスを提供する事業者の指定 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項
組織構成	学識経験者、保健又は医療関係者、同法第9条に規定する被保険者、介護サービス及び介護予防サービス提供事業者、福祉団体関係者、行政関係者

5 ワークショップ関係資料

すこやか長寿21瓦版

発行：ワークショップ事務局 芦屋市高年福祉課 TEL0797-38-2044（直通）

芦屋市高齢者福祉を考えるワークショップ再始動

梅雨の季節も明けようかという7月16日（水）午後6時半から、芦屋市の高齢者福祉を住民のワークショップで考えようという会合が、地域住民、高齢者生活支援センター及び市役所職員等27名の参加の下に市役所で行われました。

この会合は、前期計画（第4次芦屋すこやか長寿プラン21）策定の際に、合計3回に分けて開催したもので、今回の開催は、前期計画の実施状況などを受けて、次期計画（第5次芦屋すこやか長寿プラン21）へ反映させようという目的のために再始動したものです。

芦屋市の高齢化率は平成20年5月1日現在で21.5%となっており、5年前と比べると総人口は約3,800人増加していますが、そのうち2,700人は65歳以上人口の増加分です。

芦屋市の高齢化率は今後も進行することが予想されていますが、いわゆる“団塊の世代”の人たちが65歳以上になる時期が迫っていること、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が増加していること等を踏まえると、芦屋市にとって高齢者福祉の充実は“まちづくり”の重要な課題であり、その解決には行政サービスの充実はもとより、市民（地域）と行政の協働も不可欠となっています。

このワークショップは、『高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす』を全体テーマに、情報提供や相談体制、社会参加、安心のある環境等について、課題の整理と解決に向けた必要な取り組みを3回にわけて検討します。

今回がその第1回のワークショップでしたが、活発な意見や新たな提案など、次期計画への反映の足がかりとなりました。

<全体テーマ>

「高齢者がいつまでも住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちを目指す」

検討テーマ1 **高齢者や家族に必要な情報は届いているか**

検討テーマ2 **相談窓口は周知されているか**

検討テーマ3 **社会参加への支援は十分なされているか**

高齢者の自主的な活動、生涯学習や生涯スポーツ、ボランティア活動、就労支援

検討テーマ4 **安心して暮らせる環境は整っているか**

認知症高齢者の早期発見・見守り、防犯・災害支援

第1回 「ワークショップの進め方」のタイムスケジュール

午後6時35分から6時40分	保健福祉部長あいさつ
6時40分から6時45分	スタッフ紹介
6時45分から6時50分	ワークショップの進め方について説明
6時50分から7時00分	芦屋市における高齢者福祉施策の実施状況の説明
7時00分から7時15分	アンケート調査結果について説明
7時15分から8時30分	ワークショップ 「南芦屋浜地区」と「潮芦屋地区」の2グループで検討、まとめ、発表

高齢者福祉施策の実施状況（要旨）

（説明者）高年福祉課 谷野

「認知症サポーター養成講座」を地域で活動する団体（民生児童委員や福祉推進委員，自治会，老人会）の要請を受けて開催し，受講者が年々増加。今後は地域で活躍できるよう活動支援をしていく必要がある。

市民向けパンフレットやホームページを開設しPR活動を展開している。

市民に身近な相談窓口として「高齢者生活支援センター」の認知度をさらに向上させていく必要がある。

生きがい活動，雇用・就労支援，防犯・防災活動については，次回もしくは次々回で報告する予定。

アンケート調査結果（要旨）

（説明者）(株)ぎょうせい 山崎研究員

市民の情報の入手先の約7割は「市が発行する広報紙」次いで「パンフレット」

「高齢者生活支援センター」の認知度は市内全体で半数以下，潮見地域のみ半数以上の認知度

「自分自身の健康のこと」が最も不安に思うことで，次いで「家族の健康」であり，一人暮らしでは「寝たきりや認知症」になることに不安を感じている

男女ともに生きがいとして「趣味活動や旅行」が上位を占める

生きがい活動のきっかけとして必要なことは男女ともに「一緒に活動してくれる友人や仲間」

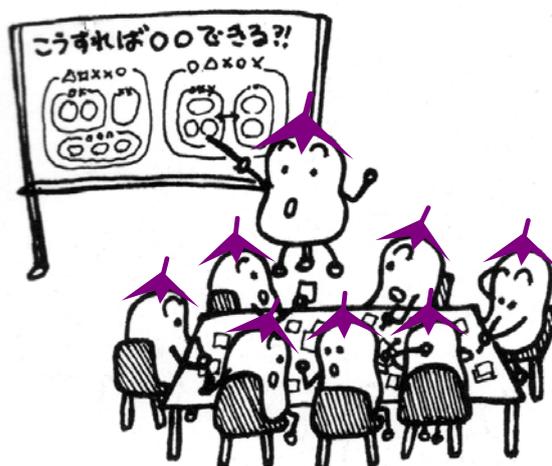
災害時に「手助けしてくれる人がいない」と答えた一人暮らし高齢者が約2割

第1回ワークショップでは，

高齢者や家族に必要な情報は届いているか

というテーマをもとに，

「課題」にはどのようなものがあるか，「課題の解決に向けて必要と考える取り組み」として，「地域や関係団体による活動」と「行政による取り組み」を話し合いました。



各グループでの意見・まとめ：「浜風・潮見地区」

参加者：瀬尾さん、酒居さん、山田さん、榎本さん、松木（哲）さん、山口さん、山本さん（発表者）、栗田さん、松木（義）さん、金田さん、福井さん、高戸さん（潮見支援センター）、河口さん（浜風支援センター）、細井（高年福祉課）【順不同】

< 課題 >

必要な情報は届いていない

根拠となる要因

- ・同居の家族が高齢者に情報提供していないケースがある。
- ・新聞を取っていない世帯には、広報紙が届かない。
- ・認知症高齢者で単身の場合、情報を受け取ることができない。
- ・高齢者の特性として読解力の衰えもあり、情報が受け取りにくい。

情報は発信しているが、受け手がキャッチしていない。

根拠となる要因

- ・問題意識が低い（現役時代には、新聞を読まない）**発信 受信**
- ・独居・要介護認定者・認知症の方が地区に居住されていても、亡くなられてから気づくなど危機管理ネットワークができていない（情報開示を拒否される場合があり、届けたい情報も送ることができない）
- ・新聞を取っていない方は、広報紙を備えている集会所等へも出掛けない。

< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

(1) 地域や関係団体による活動

（目標）

★高齢者の特性を踏まえ、工夫して情報を発信する。

★受け手の状況を分かって情報を届ける。

自治会や管理組合、民生委員が、対象者に届いている情報を分かりやすく解説して届ける。

地域の方が口コミで伝えていく。

管理組合・自治会の役員が、短時間で交代するデメリットを少なくする工夫が必要。

共有資産を守るだけの役割だけでなく社会的役割を担うことも役割化し、それを引き継ぐ 現役時代に引き受けることは難しい。

退職後のネットワーク構築が課題

（具体的な活動方法・あいさつができるご近所が増えることの心強さ等を粘り強く活動しながら発信する。）

地域で集まることができる機会を増やす。

（県民交流広場の活用）

(2) 行政による取り組み

（目標）

★どうすれば受け手が分かりやすくなるかを考える。

DVD やビデオテープなどを貸し出す。（同居家族が鑑賞を手伝う）

家族間のコミュニケーションにつながる。

繰り返し発信する。（広報誌・ケーブルテレビ・市内掲示板）

高齢者に対して、パンフレットなどを配布する。

各グループでの意見・まとめ：「潮芦屋地区」

参加者：下村さん、山本さん、美野さん、村川さん、片山さん、林さん、
三木さん（発表者）、深田さん（潮見支援センター）、武井さん（潮見支援センター）
山崎（ぎょうせい研究員）、山田（高年福祉課）、山崎（高年福祉課）

< 課題 >

必要な情報は届いていない

根拠となる要因

- ・新聞を取っていない世帯には、広報紙が届かない。
- ・広報紙が届いても読みにくい。
（広報紙の対象が不特定多数の人なので、高齢者向けの情報がどこにあるかわかりにくい。）
情報をどこで取得したらよいかわからない

根拠となる要因

- ・陽光町のL S Aを知らない人や知っていても行かない人もいる。
- ・新しい街区には自治会がないので、地域のネットワークがない。
どこになががあるかわからない
相談窓口もわからない。

<課題解決に向けて必要と考える取り組み>

(1) 地域や関係団体による活動

(目 標)

★各団体が情報の発信源となり、高齢者に分かりやすく情報を届ける。

★地域のコミュニティを広げる

自治会や、民生委員、福祉推進委員が情報の発信源となり、対象者に分かりやすく情報を伝えていく。

自治会の回覧板を活用し、地域の活動を伝えていく。

自治会ニュース等をつくり、高齢者に発信する。

介護者の会（特に男性）を作り、必要な情報を共有できるようにする。

コミュニティを広げていく。

地域で集まることができるときの機会（親睦会）

を作り、支援センターに来てもらう

顔の見える関係で情報交換する。

(2) 行政による取り組み

(目 標)

★どうすれば受け手が分かりやすくなるかを考える。

広報の紙面づくりを工夫する。

高齢者のページ・一人暮らしのページ等、情報がわかりやすい紙面づくり。

繰り返し、毎号に相談窓口について掲載する。

ここを見ればわかるという広報にする。

次回のワークショップ予定： 7月30日（水）午後6時半から8時半 市役所北館2階第3会議室
テーマ「相談窓口は周知されているか、体制は充分か」



第1回目は、高齢者や家族に必要な情報は届いているかどうかを中心に、課題や課題解決に向けた取り組みなどを検討しました。初回ではありましたが、みなさんの様々なご意見によって活発なグループワークとなりました。次回からも地域でできること・行政が取り組むことをみなさんとともに考えていきます。引き続きみなさんの参加をお願いいたします。

すこやか長寿21瓦版

発行：ワークショップ事務局 芦屋市高年福祉課 TEL0797-38-2044（直通）

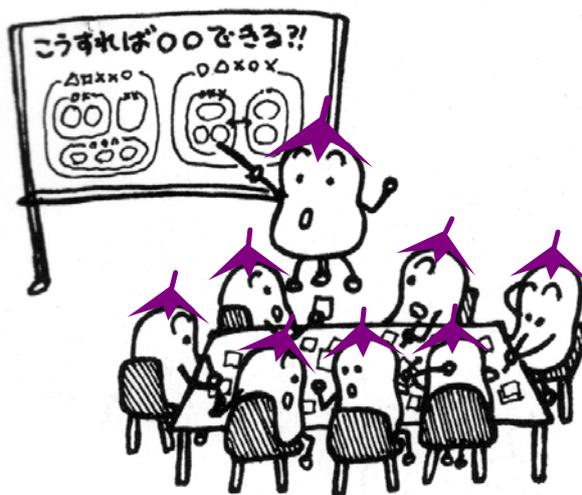
芦屋市高齢者福祉を考えるワークショップ第2回開催

7月30日（水）午後6時半から、芦屋市の高齢者福祉を考えるワークショップの第2回が開催されました。

第2回目は全体で4つの検討テーマがあるなかの、2・3番目を検討しました。

前回と同じように2つの地区に分けて意見交換や課題の検討を行いました。

みなさんが主体的に参加し、現在の状況について考え、課題の解決策を地域と行政の協働で取り組むことが話し合われました。



<全体テーマ>

「高齢者がいつまでも住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちを目指す」

検討テーマ1 **高齢者や家族に必要な情報は届いているか**

検討テーマ2 **相談窓口は周知されているか**

検討テーマ3 **社会参加への支援は十分なされているか**

高齢者の自主的な活動，生涯学習や生涯スポーツ，ボランティア活動，就労支援

検討テーマ4 **安心して暮らせる環境は整っているか**

認知症高齢者の早期発見・見守り，防犯・災害支援

第2回の
テーマ!

第2回 タイムスケジュール

午後6時30分から7時30分

「検討テーマ2」の検討，まとめ，発表

（ 休 憩 ）

午後7時40分から8時30分

「検討テーマ3」の検討，まとめ，発表

検討テーマ2：「相談窓口は周知されているか」

各グループでの意見・まとめ：「浜風・潮見地区」

< 課題 >

周知されていない

根拠となる要因

- ・困った時にどこに行けば良いのか分からない方がいると思うから。
- ・市役所内の看板は課名だけで業務が分かりにくい。
- ・窓口職員の資質により、提供される情報に偏りがあると感じるから。
- ・支援センターではなく、市役所に相談に行く方が多いから。
- ・相談を拒否する方もいるから。
- ・周知されているのに受け取っていないから（自分に必要だと思っていない）
- ・当事者（高齢者・認知症の方等）は、ニーズを明らかにできないことが多いので情報を受け取らないこともあるから。

< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

(1) 地域や関係団体による活動

(目 標)

★相談したい人が適切な相談窓口を活用できるようにする

★自ら相談できない人が相談できるようにする
自治会活動の活性化。

管理組合にも活動を理解してもらえるように働きかける。

イベント等を開催して、世代を超えた交流とPRを行う（次世代育成にもつなげる）

支援する人や機関が情報を噛み砕いて提供する。

支援する人が窓口まで付き添い、情報を把握しやすいよう支援する。

長く住んでいる人が、地域の情報を把握していることが多いので、そんな人を活用して、近隣で困っている家庭の支援につなげる。

近隣でコミュニケーションがとれるような機会を設定する。

(2) 行政による取り組み

(目 標)

★分かりやすく親切な窓口をめざす

広報あしやに毎月相談窓口を掲載する 継続は力なり

窓口の職員は穏やかに安定した気持ちで対応する。

ボランティアリーダーを育成する。

当事者だけではなく多くの方に向けて情報発信を行う。

住民との生きた接触を！

支援センターの取り組み

独自のチラシを作成する。

待つのではなく出掛けて相談に応じる（アウトリーチ）

各グループでの意見・まとめ：「潮芦屋地区」

< 課題 >

周知されていない・体制も充分ではない

根拠となる要因

- ・困ったことがあってもどこに相談に行っても良いか分からない方が多いから。
- ・アンケート結果で支援センターは十分に周知されていないという結果だったから。
- ・支援センターが1箇所増えたことを知らない人がいるから。
- ・支援センターの電話がかかりにくいから。
- ・支援センターに行っても相談者が不在で、体制が整っていないから。
- ・相談時間等の周知がされていないから。
- ・支援センターが入りにくく、相談しにくい雰囲気だから。

< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

(1) 地域や関係団体による活動

(目 標)

★地域が適切な相談窓口へつないでいく

身近な相談窓口として、民生委員や福祉推進委員が誰なのかを知ってもらう。

自治会だよりに名簿を載せ、住民に周知する。

「LSAたこやき新聞」にも民生委員等の情報を載せる。

LSAと支援センターの連携を強化する。

何をどういう風に聞いていいかわからない方に問題が明確になるよう、よく話しを聞く。

相談を受けた民生委員等は、適切な相談窓口へきちんとつないでいく。

(2) 行政による取り組み

(目 標)

★相談しやすい窓口づくりをめざす

広報あしやに、相談窓口や、民生委員等の情報を毎月掲載する。

市民便利帖(大きい字で)のような、相談窓口一覧を作る。

お困りです課が上手く活用されるように周知する。

支援センターの取り組み

相談時間を明確にする。

電話回線を充実させる。

相談しやすい雰囲気作りに心がける。

検討テーマ3：「社会参加への支援は充分なされているか」

高齢者の自主的な活動，生涯学習や生涯スポーツ，ボランティア活動，就労支援

各グループでの意見・まとめ：「浜風・潮見地区」

< 課題 >

支援は不十分である。

根拠となる要因

- ・行政が必要と判断したものにしか補助がつかないから。
- ・メニューとして整備されても，選択を拒否する人がいるから。
- ・趣味活動したくても，どこに該当するサービスがあるのか分からないから。
- ・地域内でサークルが発足したが身近な場所には設定されていないから。
- ・支援者や関係機関が提供できる社会資源を把握していないことがあるから。
- ・社会資源そのものが不足しているから。
- ・人そのものが資源である 「資源である人」が不足しているから。
- ・社会参加の場について，情報が周知されていないから。
- ・シルバー人材センターに登録しても，仕事の依頼が少ないから。
- ・社会参加を勧める支援者が高齢となっているので支援が難しいから。

< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

(1) 地域や関係団体による活動

(目 標)

★社会参加しやすい地域づくり・人づくり

一度参加したら，継続できるように声をかける等支援を続ける。

社会参加には，その人の個別性が影響するので，その人を知るようにする。

自治会活動をPRする。

趣味活動を継続できるようにサークルを立ち上げる。

個々のニーズと対応できるサークルのマッチングをする支援者を育成する。

提供できる社会資源を支援者側や団体が把握しておく。

「社会資源である人」を増やすよう声掛け
しかけ作り

団塊の世代を活用

(具体的な手法：男性が参加しやすい場の設定)

県民広場の格付け 補助を受けて情報発信
場所として整備する。

(2) 行政による取り組み

(目 標)

★社会参加できる社会資源の開発支援と人材育成 をめざす

サークル活動のバックアップを行う。

出掛けやすいように町の整備をおこなう

(具体的な手法：バスの路線の拡充)

コミュニティバスも視野に入れる)

社会資源の開発を支援する しかけ作り

(具体的な手法：NPOなどの活動支援)

各グループでの意見・まとめ：「潮芦屋地区」

< 課題 >

支援は不十分である。

根拠となる要因

- ・場所が遠いので、参加が困難だから。(バスに乗れない・送迎がない等)
- ・特に男性には、集団の中に入るのに、苦手意識があり、男性が入りやすいグループがないから。
(老人クラブも男性加入率が低い。)
- ・サークル活動をしたくても、場所がない(狭い)から。
- ・地区によっては、拠点となる場所がないから。
- ・生涯学習を受ける受講生に対しての補助がないから。
- ・ボランティア団体が育っていないため、活動したくても団体が分かりにくいから。

< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

(1) 地域や関係団体による活動

(目 標)

★社会参加しやすい地域づくり・人づくり

夫婦で一緒に趣味を共有し、共に参加する。
自治会も縦割りではなく、合同でイベントなどを企画し、参加を呼びかけ合う。

参加しにくい人を、輪の中にいれていく仕組みを作っていく。

(男性が参加しやすいメニュー・場所を設定する。)

(2) 行政による取り組み

(目 標)

★社会参加推進への仕組みづくり

どこで、どんな事をしているかを、周知させる。活動場所を整備・提供する。

生涯学習への支援・助成を行う。

ボランティアの育成を支援する。(社会福祉協議会の機能を強化していく。)

より多くの市民が参加できるような、仕組みを作っていく。

(行政においても、各課の連携を深め、社会参加しやすい仕組みを作っていく。)

第2回 ワークショップにご参加された方々

浜風・潮見地区

瀬尾さん, 山田さん, 山口さん,
山本さん, 栗田さん(発表者),
松木(義)さん(発表者), 金田
さん, 福井さん, 高戸さん(潮見支援
センター), 河口さん(浜風支援センター), 細井
(高年福祉課)

【順不同】

潮芦屋地区

下村さん, 山本さん, 美野さん,
村川さん, 片山さん, 林さん(発
表者), 三木さん, 深田さん(潮見支
援センター), 武井さん(潮見支援センター)
山崎(ぎょうせい研究員), 山田(高年福祉課), 山
崎(高年福祉課)

【順不同】

次回のワークショップ予定 : 8月6日(水)午後6時半から8時半 市役所北館2階第3会議室
テーマ「安心して暮らせる環境は整っているか」



第2回目は, 相談窓口の周知や体制について, また社会参加への支援について検討し, 住民・関係団体で取り組めること, 行政として取り組むべきことについて意見を出し合いました。次回は, このワークショップも最終回となります。

最終回では, 4つ目のテーマを検討するとともに, 今まで検討したテーマについて, 共通の課題を抽出して, 取り組みについて優先順位を検討し, より具体的な提案という形にまとめていきます。

みなさんの参加をお願いいたします。

すこやか長寿21 瓦版

発行：ワークショップ事務局 芦屋市高年福祉課 TEL0797-38-2044（直通）

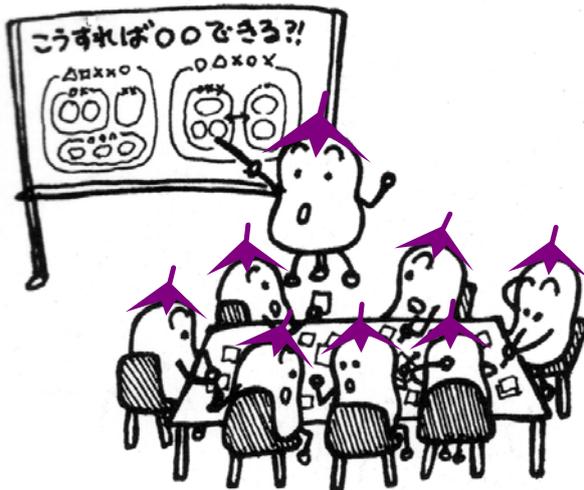
芦屋市高齢者福祉を考えるワークショップ最終回を開催

8月6日（水）午後6時半から、芦屋市の高齢者福祉を考えるワークショップの最終回が開催されました。

最終回は全体で4つの検討テーマがあるなかの、4番目を検討しました。

前回と同じように2つの地区に分けて意見交換や課題の検討を行いました。

最後に前2回を含めた4つの検討テーマのまとめを行い、「第5次あしやすこやか長寿プラン21」に盛り込むべき視点等を提案しました。



<全体テーマ>

「高齢者がいつまでも住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちを目指す」

検討テーマ1 **高齢者や家族に必要な情報は届いているか**

検討テーマ2 **相談窓口は周知されているか**

検討テーマ3 **社会参加への支援は十分なされているか**

高齢者の自主的な活動、生涯学習や生涯スポーツ、ボランティア活動、就労支援

検討テーマ4 **安心して暮らせる環境は整っているか**

認知症高齢者の早期発見・見守り、防犯・災害支援



第3回（最終回）タイムスケジュール

午後6時30分から6時40分
芦屋市における高齢者施策の実施状況の説明

午後6時40分から7時30分
「検討テーマ4」の検討、まとめ、発表

（ 休 憩 ）

午後7時40分から8時30分
ワークショップのまとめ ①共通課題の抽出 ②優先課題の決定 ③解決策の提案

当日は阪神地区一体に大雨と雷…。あいにくの天気となりましたが、足元の悪いなか、多数ご出席くださいました。

高齢者福祉施策の実施状況（要旨）

【資料】

（説明者） 高年福祉課 山田

「積極的な社会参加の促進と安心ある暮らしづくり」の取り組み状況は次のとおり
- 関係各課ヒアリング結果に基づく -

- ・集いの場所である集会所の整備が進み利用率も向上してきている。
- ・平成 19 年 4 月に「あしや市民活動センター」が開設された。団塊の世代に向けた多様なメニューをそろえていく必要がある。

- ・「芦屋川カレッジ」等、定員を超える応募あり。当該活動が「生きがい」「まちづくり」へと展開できる動機づけが必要。
- ・若年シニア世代の就労ニーズはあるが収入の見込める雇用の提供ができていない。
- ・市内の防犯グループの組織率が 100%となった。
- ・空き巣、振り込め詐欺の啓発活動を C A T V で実施。
- ・自主防災会の組織率は約 90%。100%に近づけるとともに、要援護者への対応を含む「避難支援計画」の作成が必要。

検討テーマ 4：「安心して暮らせる環境は整っているか」

認知症高齢者の早期発見・見守り，防犯・災害支援

各グループでの意見・まとめ：「浜風・潮見地区」

< 課題 >

整っているが完璧ではない

根拠となる要因

- ・地域のコミュニティが希薄であるため治安が良いとは言えないから。
- ・各分野で努力しているが、横のつながりがとれていないと感じるから。
- ・自分と違って人は、排除しようとする人もいるから。

< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

(1) 地域や関係団体による活動

（目 標）

★住み慣れた地域で役割を持って

暮らせるまちをめざす

近所で安否確認する（新聞がたまっている等の変化に気づく）

世代を超えてあいさつをする。

コミュニティの再構築。

県民広場の活用。

団塊の人達の啓発

（地域デビューするきっかけ作り）

近隣の方達に自分の持っている知識や技術を伝授していく。

地域で役割を持てるように周囲がその役割を引き出す 地域デビューのきっかけ

（脳梗塞後遺症後、趣味活動の場にタクシーで通い始めたが、続けて通ううちにバスを活用するようになり、最近では自転車に乗っているという事例がある。 元気な高齢者の誕生 介護予防につながる。）

(2) 行政による取り組み

（目 標）

★担当課のみの取り組みではなく

横断的対応をめざす

それぞれのセクションが、それぞれの手法で展開するのではなく組織横断的な対応を実施。

プランの評価を必ず行い、達成された項目や残された課題について確認し、住民と共有する。

学校教育で「思いやり」を育てる。

「声高に権利を主張する人」の要求を受け入れるのではなく「自助努力している人」の声を聞き逃さない。

各グループでの意見・まとめ：「潮芦屋地区」

< 課題 >

整っているが完璧ではない

根拠となる要因

- ・県営・市営住宅がある地域で、押し売り業者の訪問が多いから。
(しっかりした人でも高額な商品を買わされたり、だまされていても分からない人がいる状況)
- ・LSA からの訪問がある人は安心だが、訪問されない人については不安があるから。
- ・悪徳商法撃退マニュアルが活用されていないから。
- ・地域がサポートしようとしても、認知症があることなど、家族が隠してしまうから。
- ・認知症サポーター講座への若い人の参加が少ないから。
- ・独居の認知症の方について、近隣の理解が得られないから。

<課題解決に向けて必要と考える取り組み>

(1) 地域や関係団体による活動

(目 標)

★地域のコミュニティを広げ、深めていく

押し売り業者を見かけたら、自治会長に連絡する。

繰り返し、繰り返し対処方法について説明する。

高齢者を集めて、悪徳商法について、対処法を周知する場を設ける。

認知症について正しく理解をする。

暖かく見守るために、認知症をかかえた家族にも認知症について学習していることをアピールしていく。

地域の交流の場に、新しい参加者を増やしていく。(お茶会などに誘い合い顔の見える関係になっていく。)

自治会でアンケートなどを行い、各家庭の状況について把握していく。

(2) 行政による取り組み

(目 標)

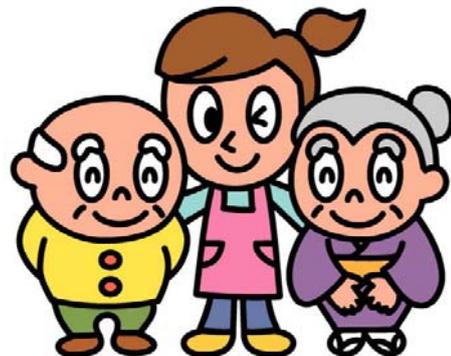
★より分かりやすい市民への広報・啓発

ポスター・マニュアルを作成する。

・認知症への理解・防犯について、わかりやすい広報をしていく。

ヘルプ業務の拡大

・ヘルパーが独居老人・認知症の方を地域のつどいの場に行くよう促したり、一緒に来ることができるように、業務を拡大できるよう柔軟に対応する。



ワークショップのまとめ（潮見・浜風地区）

検討テーマ ~ に 共通する課題		地域のコミュニティが希薄であるため、治安にも不安があり、社会参加にもつながりにくい。
		地域の世話役の高齢化により、具体的活動を縮小する傾向があり、コミュニティ形成に支障がある。
優先的に取り組む課題		地域のコミュニティが希薄であるため、治安にも不安があり、社会参加にもつながりにくい。
目 標		地域住民どうしのコミュニケーションを深め、困った時に互いに支えあえるようなネットワークをつくる
課題解決に 向けて必要 と考える取 り組み	地域や関係団体による活動	<p>自治会や管理組合の活動の活性化</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の開示によって「共助」の意識付け 除草や清掃などの協働作業により、社会参加のきっかけ作りと顔の見える関係作り イベントの企画、参加への働きかけ <p>情報の発信を行う</p> <p>個人個人が「自己啓発」に努める（何にでも関心を持つ）</p>
	行政による取り組み	<p>団塊世代の方の支援 社会参加支援</p> <p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> NPO活動の支援（非課税の制限緩和） コミュニティ通貨の検討（サービスを提供できる人とサービスを利用する人のコーディネーターを育成する。） ボランティア育成

ワークショップのまとめ（潮芦屋地区）

検討テーマ ~ に 共通する課題	相談窓口が分からない。	
	どこで、どんなことをしているか分からない。（高齢者生活支援センター・社会福祉協議会など）	
	情報はいろいろなところから発信されているのに、届いていない。	
	情報が届いていないのは、受けて側にも課題がある。	
	自分の住んでいる所にもっと興味をもつこと。	
	興味を持てば、情報を得ようとする。	
優先的に取り組む課題		地域の福祉課題を明らかにしていく。 （高齢者の多い、新しい街の問題を地域で考えていく。）
目 標		地域で支えあうことができる社会資源としての人づくり。
課題解決に 向けて必要 と考える取 り組み	地域や関 係団体によ る活動	民生委員・福祉推進委員の周知 L S A発行の「たこやき新聞」を活用する 地域でかかえる福祉課題を考えていく。 個別の問題ではなく、地域の問題として議論していく。 地域の中で解決できるシステムを作っていく。 団塊の世代の経験・知識を有効に活用していく。 民生委員や福祉推進委員の他にも、地域で支えることができる人を作っていく。
	行政によ る取組 み	市民との協働・地域への支援 ・自治会活動への支援 ・民生委員・福祉推進委員への支援（情報の提供） 市民の目線に立った、情報の発信 ・広報の手段の工夫（FM放送など）

第3回（最終回） ワークショップにご参加された方々

浜風・潮見地区

瀬尾さん（発表者）、栗田さん、
松木（義）さん、高戸さん（潮見支援
センター）、河口さん（浜風支援センター）、安達
（高年福祉課）、細井（高年福祉課）

【順不同】

潮芦屋地区

下村さん、山本さん、美野さん（発
表者）、村川さん、林さん、三木
さん、深田さん（潮見支援センター）、
山崎（ぎょうせい研究員）、山田（高年福祉課）、山
崎（高年福祉課）

【順不同】



第3回目は、検討テーマ4「安心して暮らせる環境は整っているか」について話し合いました。また今回まで検討したテーマについて見えてきた課題について、優先課題を抽出し、住民・関係団体・行政として取り組めることについてまとめ、3回にわたるワークショップを無事に終了することができました。

これも、ご参加いただきましたみなさまのご協力の賜物と感謝いたしております。ワークショップのまとめについては、8月14日に開催される「第5次芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会」において報告させていただきます。

暑い中、またお忙しい中、ご参加いただき本当にありがとうございました。



6 用語解説

【あ行】

インフォーマル

非公式的などという意味で、インフォーマル支援者という場合は、住民組織やボランティアなど、各地域で福祉活動を行う人のこと。

【か行】

介護給付

介護認定審査で、要介護1～5の認定を受けた介護保険の被保険者に対する保険給付のこと。

介護認定審査

介護保険の被保険者からの申請に基づき、市町村が該当する要介護状態の区分を判定する際に行う審査のこと。審査は、1次判定の結果（市町村の調査員による訪問調査の結果をコンピュータが判定したもの）と主治医の意見書、訪問調査員が記した特記事項をもとに、介護認定審査会が行う。

活動的な85歳

平成18年度からの第4次市町村老人保健福祉計画・第3期市町村介護保険事業計画に向けた検討をして、厚生労働省は「老人保健事業の見直しに関する検討会」を設置し、本検討会が平成16年10月にとりまとめた「老人保健事業の見直しに関する検討会中間報告 ～生活習慣病予防と介護予防の新たな展開に向けて～」の中で、“健康な65歳”から“活動的な85歳”への転換を示している。

基本チェックリスト

65歳以上の高齢者を対象とした介護予防健診で、こころとからだの元気度をチェック（生活機能評価）する25個の質問項目のこと。

クーリング・オフ制度

申し込みや契約後に、一定の期間内であれば違約金などの請求を受けることなく、申し込みの撤回や契約の解除ができる制度のこと。

ケアマネジメント

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけること。

ケアマネジャー

介護保険サービスの居宅介護支援を行う介護支援専門員のこと。

健康遊具

散歩の途中などに誰でも気軽にストレッチをしたり、体のツボを刺激したり、体を鍛えたりなど、健康づくりを主な利用目的とした遊具のこと。

高齢者セーフティネット

高齢者が日々の生活で困難な状況に陥った場合に、関係機関や地域住民等が連携して援助をしたり、また、そうした事態になることを防止する仕組みのこと。

コミュニティ・スクール

芦屋市立学校等を拠点とし、学校・地域・家庭の連携と住民相互の連帯感や自治意識を高め、青少年の健全育成を推進し、よりよいコミュニティの創造、発展を図ること。

コレクティブハウジング

独立した専用住戸のほかに、共同の台所、食堂などの共用施設がついた生活協同型住居のこと。

コーホート要因法

同年（または同期間）に出生した集団（コーホート）の数に、生残率（その年齢集団がある時点で生存している比率）と純移動率（その年齢集団の社会的移動の率）の和を掛け合わせて、一定期間における年齢集団の数を推計する方法のこと。

【さ行】

在宅介護支援センター

在宅の要介護等高齢者やその家族等からの相談に応じたり、介護サービスの利用を支援するために、行政機関や介護サービス事業者等との連絡調整を行う組織のこと。

指定管理者制度

地方公共団体や外郭団体等が行ってきた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど、法人やその他の団体に包括的に代行させる制度のこと。

シルバー人材センター

働く意欲のある高齢者を対象に、臨時的かつ短期的なもの又は、その他の軽易な業務の機会を確保し、就業を通じて、社会参加と生きがいづくり、高齢者の能力を活かした地域づくりに寄与することを目的として設立された公益法人のこと。

シルバーハウジング(高齢者世話付き住宅)

福祉施策と住宅施策の連携のもとに、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等を対象に、高齢者の生活特性に配慮した設備・設計、緊急通報システムを備え、生活援助員（ライフサポート・アドバイザー）による福祉サービス（生活相談や緊急時の対応）を備えた公共賃貸住宅のこと。

住所地特例(者)

介護保険の被保険者が、他市区町村にある施設等に入所し、施設所在地に住民登録を移した場合に、入所前の市区町村が保険者となる制度のこと。

スクリーニング

選別や選定を行うこと。

生命表

一定期間における、ある人口集団についての死亡秩序を、死亡率及び平均余命等を用いて表現したもの。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）を保護するための制度のこと。

【た行】

第三者評価

介護保険サービス等の利用者が、質の高いサービスを選択できるよう、サービス事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

地域ケア

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支える仕組みのこと。

地域包括支援センター

主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等が、高齢者の総合相談機能をはじめ、介護予防事業、総合的・包括的なケアマネジメント、権利擁護事業を行う機関のこと。

地域密着型サービス

高齢者が身近な地域での生活が継続できるよう、平成 18 年の介護保険制度改正によって創設された介護保険サービスのこと。本サービスは、市町村が介護サービス事業者の指定や指導・監督を行うとともに、日常生活圏域ごとに必要な整備量を調整（計画量を超える場合、市町村は指定を拒否することが可能）、地域の実情に応じた基準や介護報酬の設定が可能。

特定疾病(者)

介護保険の第 2 号被保険者で、要介護者、または要支援者として認定される疾病のこと。①筋萎縮性側索硬化症、②後縦靭帯骨化症、③骨折を伴う骨粗鬆症、④多系統萎縮症、⑤初老期における認知症、⑥脊髄小脳変性症、⑦脊柱管狭窄症、⑧早老症、⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑩脳血管疾患、⑪パーキンソン病、⑫閉塞性動脈硬化症、⑬慢性関節リウマチ、⑭慢性閉塞性肺疾患、⑮両側の膝関節、または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、⑯がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）の 16 種類がある。

特別給付

介護保険の第 1 号被保険者の保険料を財源に、市町村が条例で独自に定める保険給付のこと。

【な行】

任意後見制度

高齢者が十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自分の任意後見人（代理人）を選任することができる制度のこと。

認知症

後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態のこと。

認定調査

介護認定審査の際に、市町村の訪問調査員が被保険者を訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取りを行う調査のこと。

【は行】

バリアフリー

狭い意味では、障がいのある人が安全かつ自由に行動できる空間や、支障がなく扱うことができる物を指すが、現在は障がいのある人がノーマライゼーションに基づく社会生活や社会参加を困難にしている社会、制度、習慣、心理、物質、教育といったすべての障壁の除去といった広い意味で用いられることが多い。

【ま行】

民生委員・児童委員

地域において、住民の社会福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行う人のこと。民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、また、児童福祉法により児童委員を兼ねる。

【や行】

ユニホック

プラスチック製の柔らかなスティックと、プラスチック製でスピードの出にくいボールを使用し、安全性を高めたミニホッケーの一種のこと。ユニホックとは、ユニバーサルホッケーの略。

要介護等認定者

介護認定審査において、要介護状態の区分が要支援1～2、要介護1～5に判定された人のこと。

要介護度の目安

要支援1	日常生活はほぼ自分で行えるが、今後、要介護状態になることを予防するために、少し支援が必要。
要支援2	日常生活に少し支援が必要だが、介護サービスを適応すれば、機能の維持、改善が見込める。
要介護1	立ち上がりや歩行がやや不安定。日常生活はおおむね自立しているが、排泄や入浴などに一部介助が必要。
要介護2	立ち上がりや歩行が自力では困難。排泄や入浴にも一部または全介助が必要。
要介護3	立ち上がりや歩行が自力ではできない。排泄・入浴・衣服の着脱などにも全面的な介助が必要。
要介護4	日常生活の全般で能力の低下が見られ、排泄・入浴・衣服の着脱に全面的な介助、食事に一部介助が必要。介護なしでは日常生活が困難。
要介護5	生活全般にわたり、全面的な介助が必要。意思の伝達が困難。介護なしでは日常生活が不可能。

予防給付

介護認定審査で、要支援1～2の認定を受けた介護保険の被保険者に対する保険給付のこと。

【わ行】

ワークショップ

本来は作業場という意味であるが，あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね，協働で何かを創り出す，参加型・体験型の研修会などの形式のこと。